

令和6年（2024年）8月2日

災害発生時等における連携協力に関する 協定締結式を行います

大阪狭山市と大阪府行政書士会は、災害等が発生した場合における被災者等に対する無料相談会の実施や、罹災証明書の申請支援体制を構築するため、「災害発生時等における連携協力に関する協定」を締結します。

災害発生時等に、被災者が、公的支援を受けるためどこへ支援を求めたらよいのか、生活再建のためどこから手を付けたらよいのかわからない状況となった際に、行政書士が適宜適切に支援制度についての説明をすることや、手続きへの支援を行うことは、生活再建や復興支援に繋がります。

つきましては、次のとおり協定締結式を行います。

1. 協定締結先

大阪府行政書士会（大阪府中央区南新町1丁目3番7号）

2. 協定締結式

開催日時 令和6年8月6日（火）午後2時から

開催場所 大阪狭山市役所2階・市長公室

（大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1）

※取材いただける場合は、下記問い合わせへご連絡ください。

3. 本協定による主な内容

- ・被災者支援無料相談会の実施（電話相談を含む）
- ・罹災証明書の交付申請支援
- ・その他行政書士業務に関連する業務
- ・防災啓発事業又は防災訓練等への参加協力

問い合わせ 危機管理室（担当／吉田）☎072-366-0011